

資料3

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例 (仮称)の目的について

障害者の権利条約(政府仮訳文)

第一条 目的

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

障害者基本法

(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)
最終改正：平成十六年六月四日法律第八十号

(目的)

第一条 この法律は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて障害者の福祉を増進することを目的とする。

第二条 略

(基本的理念)

第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

新座市

共に暮らすための新座市障がい者基本条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、障がい者の支援について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、障がい者の積極的な自立及び社会参加を促進し、もって障がいがあっても分け隔てられることなく暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第 2 条 略

(基本理念)

第 3 条 すべて障がい者は、個人の尊厳が重んじられ、自立及び社会への参加・参画の機会が保障されるとともに、人生のすべての段階において身体的、心理的、社会的その他あらゆる面における復権を目指すリハビリテーションの考え方にに基づき支援を受ける権利が保障されるものとする。

2 すべて市民は、障がい者が分け隔てられることなく普通の生活を送ることができ、共に暮らすことができる社会こそ普通であるというノーマライゼーションの考え方にに基づき、障がい者が住み慣れた地域で生活を継続することができる社会環境の実現を目指すものとする。

3 すべて市民は、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

横浜市

横浜市後見的支援を要する障害者支援条例

平成 13 年 12 月 25 日

条例第 46 号

(目的)

第 1 条 この条例は、障害者に対する支援のうち特に後見的支援を要する障害者に対する支援に関し、横浜市(以下「市」という。)及び市民の責務を明らかにするとともに、市が行う施策の基本的事項を定めることにより、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができる環境づくりを推進し、もって障害者及びその養護に当たる親等の安心を実現することを目的とする。

千葉県

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例

平成十八年十月二十日

条例第五十二号

改正 平成一九年一二月二一日条例第七八号

障害のある人もない人も、誰もが、お互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会である。

このような地域社会を実現するため、今、私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実とともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取組である。

この取組は、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となるものである。そして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが幼いころから共に地域社会で生きるという意識を育むのである。

すべての県民のために、差別のない地域社会の実現と、一人ひとりの違いを認め合い、かけがえのない人生を尊重し合う千葉県づくりを目指して、ここに障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、県、市町村及び県民の役割を明らかにするとともに、当該取組に係る施策を総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の福祉の増進に資することを目的とする。

第二条 略

(基本理念)

第三条 すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。

2 障害のある人に対する差別をなくす取組は、差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。

3 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨として、行われなければならない。

北海道

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例

平成 21 年 3 月 31 日
条例第 50 号

(目的)

第 1 条 この条例は、障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによって障がい者及び障がい児がいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進するため、障がい者及び障がい児の視点に立って、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項及び道と市町村との連携により実現すべき事項などを定めること等により、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することを目的とする。

第 2 条 略

(基本理念)

第 3 条 障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。
- (2) 障がい者への差別を防止し、障がい者の暮らしづらさを解消し、及び障がい者の権利を最大限に尊重すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他障がい者に関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
- (4) 道内における地域間の格差の是正を図ること。

さいたま市

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例

平成 16 年 3 月 26 日
条例第 22 号

(目的)

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等をはじめすべての市民が人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の活動に参加するための障壁の除去を行うだれもが住みよい福祉のまちづくり(以下「福祉のまちづくり」という。)についての施策の基本事項を定め、市、事業者及び市民が相互に協力してだれもが心豊かに暮らすことのできる都市の実現に資することを目的とする。